

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
取締役社長 寺 本 一 三

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年6月20日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途41頁記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、上記の行使期限までにご行使ください。

各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月21日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿 ザ・ガーデンルーム

会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項
1. 第10期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~

#### （お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任  
状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格  
は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面  
をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

#### （お知らせ）

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株  
主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社  
ホームページ (<http://www.itcnetwork.co.jp/>) において掲載することにより、お  
知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰や金利上昇等の不安材料がありましたが、企業収益の改善や設備投資の増加傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。この景気の回復や雇用環境の大幅改善を受けて、消費にも力強さが戻りつつあります。

携帯電話流通業界においては、平成18年10月にナンバーポータビリティ制度(以下「MNP」と言います。)が開始され、報道等の影響からお客様の注目も高く、年末商戦・新入学商戦期を中心に店頭が賑わいました。通信キャリア各社が新型機種を多数投入し、積極的な販売促進施策を展開した結果、平成18年4月から平成19年3月までの携帯電話等の累計出荷台数は4,875万台(前期比0.2%増、社団法人電子情報技術産業協会調べ)と高水準を維持し、平成19年3月末時点での携帯電話等の契約数は1億169万回線(前期比5.4%増、社団法人電気通信事業者協会調べ)となりました。しかし、従前から通信キャリア各社は、MNPに備えてお客様の囲い込みを進めるべく料金・契約プランやアフターサービスを充実させていたこともあって、通信キャリア間での急激なシェアの変動には至りませんでした。

このような事業環境のなか、当社グループは、当連結会計年度から法人営業部門を独立させ従来のソリューション営業部門と再編成することで、法人向けの提案型営業のための組織強化を行いました。(これに伴い、事業の種類別セグメントの表示を改めております。)平成18年7月には、東海地区の当社ショップでの販売支援を委託していた当社100%子会社であるアイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社を吸収合併いたしました。平成18年8月には、キャリア認定ショップ42店舗の運営を委託していた株式会社イドムコミュニケーションズ(以下「イドムコ社」)を当社100%子会社とし、両社の現場ノウハウを相互展開し収益力を一層高めるべく活動を開始しました。

当連結会計年度の当社グループの業績は、プリペイドカード情報の取引形態を一部変更したこと(注1)およびイドムコ社の損益を下期から連結したこと(注2)を主因として、売上高は1,696億87百万円(前年度比9.4%減)の減収となりました。しかし、総販売台数が約182万台と増加し(前年度比3.0%増)、下期のイドムコ社の利益の取り込みもあって、営業利益は42億55百万円(前年度比

16.7%増)、経常利益44億43百万円(同19.8%増)、当期純利益24億92百万円(同6.0%増)と大幅な増益となりました。

- (注) 1. プリペイドカード情報とは、前払いの少額決済手段を提供するものであり、プリペイド携帯電話または国際/長距離電話に用いられるものと、電子商取引・オンラインゲーム等に用いられるもの(電子マネー)とがあります。このうち株式会社ファミマ・ドットコムとの間で行っている電子マネーの取引を、電子マネーを売買する形態から、払出業務を受託して手数料のみを売上計上する形態に平成18年4月より改めたため、前年度に比して売上が減少しております。
2. 平成18年8月にイドムコ社を100%子会社化し(みなし取得日は9月末日)、下期からイドムコ社を連結しております。連結損益計算書において当社とイドムコ社間の内部取引(当社商品売上高のうちイドムコ社に対する89億円と、イドムコ社手数料収入のうち当社から受け取る92億80百万円の計181億81百万円)は消去されますが、その額は下期のイドムコ社単体の売上高(126億4百万円)よりも大きいため、下期は当社単体の売上高よりも連結の売上高が55億78百万円小さくなりました。

#### <セグメント別分析>

当連結会計年度におけるセグメント別の状況は以下のとおりです。

##### コンシューマ事業

店舗の移転改装や出店を積極的に行うとともにショップスタッフの教育体制を強化し、お客様にとって魅力的な店作りを推進しました。また、平成18年4月に物流センターと開通センターを統合し、業務効率化とセキュリティ対策の向上を実現しました。さらに、イドムコ社店舗の業務統合や将来のM&Aによるショップ網の拡大に備え、ショップ販売管理システムを刷新したほか、平成18年6月にISMS(情報セキュリティ・マネジメントシステム)の対象範囲を全ての地方支社とし、強固な情報セキュリティ体制を拡張しました。

この結果、当連結会計年度のコンシューマ事業の売上高は1,551億47百万円、営業利益(間接部門経費配賦前)は52億44百万円となりました。

##### 法人事業

平成18年4月、全国的に統制の取れた営業活動を展開するため、法人営業を統括する法人営業部を新設しました。当社独自の携帯電話回線管理サービス「E-PORTER」を用いてお客様の開拓に努め、同サービスの平成19年3月末現在の契約回線数は153,091回線(平成18年3月末127,571回線より25,520回線増加)となりました。

この結果、当連結会計年度の法人事業の売上高は145億40百万円、営業利益（間接部門経費配賦前）は7億77百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、10億4百万円であり、その主なものは、グループ直営キャリア認定ショップの開設、システム関連投資であります。

## (3) 対処すべき課題

通信キャリア間のお客様囲い込み競争は今後ますます激しくなり、メーカー／通信キャリア／代理店と連なるバリューチェーンが、緊密にロイヤリティ・マーケティング戦略を共有し、お客様にご満足頂ける商品・サービスの提供を長期的視点で行うことが必要となっています。この状況下で、当社のような販売代理店には、携帯電話の急速な量的拡大をこれまで支えてきた在庫・資金負担、開通・物流といった基本的な役割に加えて、優秀な販売員を育成して提案型の接客を行い、店舗・売り場のサービス品質を高めお客様からリピートを頂き、マネジメント力を駆使して情報セキュリティを高く保つという、より高度で成熟した役割が要求されています。この結果、販売代理店業界は、通信キャリアにとって不可欠なパートナーとして信頼に値する、一定規模以上の販売代理店のみが生き残る方向にあるものと考えております。

当社といたしましては、これを業容拡大の機会と捉えて、次期は以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

### イドムコ社との統合効果極大化

イドムコ社との統合効果を最大にするべく、ショップ店頭・法人営業それぞれにおいて、優れた現場のノウハウを可視化・共有し、収益力を強化します。

### 新たな収益の獲得による成長持続

キャリア認定ショップの出店や改装を引き続き行うとともに、M&Aの機会を積極的に探します。全事業で新規収益源を探し、特に法人事業においては、法人顧客向けの携帯電話サービスに係る収益を成長させるのみならず、販売商材の拡張に努めます。

### 労働生産性の向上

業務改善の積み重ねや各人の役割分担の明確化により、一人当たりの売上総利益の最大化を追求します。特にショップ業務においては、昨年度刷新した情報システムの投資効果が最大限に得られるよう、業務の定着と効率化を図ります。

## 人財育成と内部統制

適材適所の配置と定期的な異動によってイドムコ社との人的融合を促進し、組織相互間のコミュニケーションを活性化するとともに、企業理念や基本姿勢を再確認しながら社員育成を推進します。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の平成20年度実施に備え、ルール・手順を整備いたします。

### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成18年8月1日付けで株式会社イドムコココミュニケーションズの出資金の100%を取得して連結子会社といたしました。

### (5) 財産および損益の状況の推移

| 項 目            | 第7期                         | 第8期                         | 第9期                         | 第10期                                     |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|
|                | 平成15年4月1日から<br>平成16年3月31日まで | 平成16年4月1日から<br>平成17年3月31日まで | 平成17年4月1日から<br>平成18年3月31日まで | (当連結会計年度)<br>平成18年4月1日から<br>平成19年3月31日まで |
| 売上高 (千円)       | 155,685,405                 | 176,884,908                 | 187,213,060                 | 169,687,508                              |
| 経常利益 (千円)      | 3,199,876                   | 3,919,417                   | 3,708,517                   | 4,443,297                                |
| 当期純利益 (千円)     | 1,730,488                   | 2,373,006                   | 2,351,391                   | 2,492,351                                |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 178,149.80                  | 24,500.07                   | 24,133.07                   | 22,468.60                                |
| 総資産 (千円)       | 30,056,146                  | 32,852,613                  | 36,840,169                  | 38,876,928                               |
| 純資産 (千円)       | 3,547,526                   | 5,305,156                   | 12,041,283                  | 13,082,684                               |
| 1株当たり純資産 (円)   | 367,424.68                  | 55,043.30                   | 108,411.77                  | 117,940.65                               |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

平成16年9月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成16年10月29日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式について平成16年11月1日付けで1株を10株に分割いたしました。なお、第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

3. 第10期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### (6) 重要な親会社および子会社の状況

#### 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事㈱であり、当社の株式を70.76% (出資比率) 保有しております。

当社は親会社から出向社員7名を受け入れております。

## 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金    | 出資比率 | 主要な事業内容           |
|--------------------|--------|------|-------------------|
| 株式会社イドムココミュニケーションズ | 100百万円 | 100% | 当社キャリア認定ショップの運営受託 |

- (注) 1. 平成18年7月1日付けで100%出資子会社アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社を吸収合併いたしました。
2. 平成18年8月1日付けで株式会社イドムココミュニケーションズの出資金の100%を取得して連結子会社といたしました。

### 企業連結の成果

当連結会計年度の状況につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

### (7) 主要な事業内容

| セグメント    | 事業内容                                                                                                                     |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンシューマ事業 | コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売                                                                   |
| 法人事業     | 法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売、携帯電話を利用したマーケティング・ソリューションの提供、コンビニエンスストアに対するプリペイド携帯電話の卸売およびプリペイドサービスの提供 |

### (8) 主要な事業所 営業所等

|                   |                  |                   |
|-------------------|------------------|-------------------|
| 当 社               | 本社               | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
|                   | 菊川事業所（物流・開通センター） | 東京都墨田区            |
|                   | 北海道支社            | 北海道札幌市            |
|                   | 東北支社             | 宮城県仙台市            |
|                   | 北陸支社             | 石川県金沢市            |
|                   | 新潟支店             | 新潟県新潟市            |
|                   | 静岡支店             | 静岡県沼津市            |
|                   | 東海支社             | 愛知県名古屋市           |
|                   | 関西支社             | 大阪府大阪市            |
|                   | 中国支社             | 広島県広島市            |
|                   | 四国支店             | 香川県高松市            |
| 九州支社              | 福岡県福岡市           |                   |
| (株)イドムココミュニケーションズ | 本社               | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
|                   | 西日本ショップ営業部       | 大阪府大阪市            |

## 店舗

|         |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 北海道地区   | 7店舗  | 関西地区 | 10店舗 |
| 東北地区    | 1店舗  | 中国地区 | 2店舗  |
| 北陸地区    | 1店舗  | 四国地区 | 2店舗  |
| 関東甲信越地区 | 33店舗 | 九州地区 | 2店舗  |
| 東海地区    | 9店舗  | 合計   | 67店舗 |

(注) 上記の当社が所有または賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している35店舗があります。

## (9) 従業員の状況

### 当社グループ

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 ( ) |
|------|-----------------|
| 907名 | 410名            |

(注) 1. 上記人数には派遣社員を含んでおりません。  
2. 前連結会計年度末に比し410名増加したのは、主として株式会社イドムコミュニケーションズの連結子会社化によるものであります。

## 当社

| 従業員数 | 前期末比増減( ) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 529名 | 59名       | 33.0歳 | 3.0年   |

(注) 1. 上記人数には派遣社員を含んでおりません。  
2. 前期末に比し59名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

## (10) 主要な借入先

当連結会計年度末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化および安定化を図るため、金融機関と総額5,000百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しておりますが、期末日現在未使用となっております。

## (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、「当期純利益の30%超を配当により還元する」ことを基本方針としております。このため当期においては記念配当2,000円を加えて1株当たり9,300円(中間5,300円、期末4,000円)、配当総額は約10億31百万円、連結配当性向は41.4%(記念配当を除く連結配当性向は32.5%)を予定いたします。



なお、内部保留につきましては、新規販路拡大や事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 普通株式 110,926株

(2) 株 主 数 6,645名

(3) 大株主の状況

| 株 主 名             | 持 株 数    |
|-------------------|----------|
| 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社 | 78,490 株 |

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する状況

当社役員が保有している新株予約権の状況

平成17年4月11日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額

払込を要しない

新株予約権の行使価額

1個につき170,000円

新株予約権の行使条件

- ）上場日より1年を経過した日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日を開始日とし、株式の上場日より5年間経過する日までの期間に新株予約権を行使することができる。
- ）新株予約権の行使は1年間に割り当てられた新株予約権の数の2分の1を上限とする。
- ）新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を保有していることを要する。
- ）その他の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

新株予約権の行使期間

平成19年4月11日から平成27年3月31日までとする。

### 当社役員の保有状況

| 区 分               | 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 140個    | 普通株式 140株     | 3人   |

社外取締役および監査役は保有していません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名     | 地位および担当                    | 他の法人等の代表状況等 |
|---------|----------------------------|-------------|
| 寺 本 一 三 | 代表取締役社長                    |             |
| 金 子 信 幸 | 専務取締役<br>(営業第一部門・営業第二部門管掌) |             |
| 渡 辺 厚 志 | 常務取締役 (機能部門長)              |             |
| 前 泉 康 一 | 常務取締役 (営業第三部門管掌)           |             |
| 高 田 和 昭 | 取締役                        |             |
| 菊 島 範 一 | 常勤監査役                      |             |
| 佐 藤 茂 隆 | 監査役                        |             |
| 遠 藤 隆   | 監査役                        | 弁護士         |
| 大 滝 史 博 | 監査役                        | 公認会計士       |

- (注) 1. 取締役高田和昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤茂隆、遠藤隆および大滝史博の3氏は社外監査役であります。
3. 高田和昭氏は、平成18年6月22日開催の株主総会において新たに取締役に選任され、同日付けにて就任しております。
4. 横田純平氏は、平成18年6月22日開催の株主総会において取締役に退任しております。
5. 菊島範一氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
6. 大滝史博氏は、平成18年6月22日開催の株主総会において新たに監査役に選任され、同日付けにて就任しております。また、同氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
7. 丸山和紀氏は、平成18年6月22日開催の株主総会において監査役に退任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員        | 支給額                   | 報 酬 限 度 額                                      |
|--------------------|-------------|-----------------------|------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4 名<br>( )  | 101,342千円<br>( )      | 100,000千円<br>(取締役賞与および使用人兼務取締役<br>の使用人給与は含まない) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(2名) | 26,346千円<br>(8,250千円) | 40,000千円                                       |

- (注) 1. 当期末の取締役および監査役人員はそれぞれ5名(うち社外取締役1名)および4名(うち社外監査役3名)であり、支給人員との相違は、社外取締役1名および社外監査役1名が無報酬であることによるものです。
2. 取締役の支給額には第10期定時株主総会において決議予定の賞与23,248千円を含めております。なお、報酬限度額100,000千円は取締役賞与を含んでおりません。
3. 当期におきましては使用人兼務取締役はおりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の会社の業務執行取締役、社外役員等の兼務の状況

#### 社外取締役

高田和昭氏は、伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー メディア事業部門長であります。また、アシュリオン・ジャパン株式会社、株式会社スターチャンネル、株式会社オン・デマンド・ティービー、株式会社スペースシャワーネットワークの社外取締役、JSAT株式会社の社外監査役、Japan Network Group Inc.のDirectorであります。

#### 社外監査役

佐藤茂隆氏は、伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業総括部長であります。また、サンコール株式会社、株式会社オン・デマンド・ティービー、日本テレマテイク株式会社の社外監査役であります。

遠藤隆氏は、株式会社ファミリーマートの社外監査役であります。

大滝史博氏は、アキレス株式会社の社外監査役であります。

ロ．当該事業年度における主な活動状況

各社外役員は、毎月1回開催される定例取締役会および臨時取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、原則として毎月1回以上開催される監査役会にも出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について、意見の表明を行いました。高田和昭氏は主として通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき議案を審議し、佐藤茂隆氏は主として事業管理やリスク管理に関する見識に基づく意見を表し、遠藤隆氏は弁護士として、大滝史博氏は公認会計士として、それぞれ法律及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。

| 区 分      | 取 締 役 会      |      | 監 査 役 会      |      |
|----------|--------------|------|--------------|------|
|          | 出席回数 / 在任中回数 | 出席率  | 出席回数 / 在任中回数 | 出席率  |
| 取締役 高田和昭 | 11 / 12      | 92%  |              |      |
| 監査役 佐藤茂隆 | 16 / 16      | 100% | 13 / 14      | 93%  |
| 監査役 遠藤 隆 | 16 / 16      | 100% | 14 / 14      | 100% |
| 監査役 大滝史博 | 11 / 12      | 92%  | 11 / 11      | 100% |

ハ．責任限定契約の内容の概要

社外取締役

高田和昭氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

社外監査役

佐藤茂隆氏および大滝史博氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

|                                       | 支払額      |
|---------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18,000千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額             | 3,000千円  |
| 合 計                                   | 21,000千円 |

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の遂行に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任または不再任の決定を行う予定です。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### イ. コーポレート・ガバナンス

- a) 取締役会は、法令および定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令および定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- c) 代表取締役および会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』および『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

### ロ. コンプライアンス

- a) 『企業理念』および『ITCN企業行動基準』を定め、取締役および使用人はこれに則り行動するものとする。
- b) チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
- c) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- d) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜および定期的に確認し、見直すものとする。

### ハ. 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性を確保するための体制を整

備する。また財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。

## 二．内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款および社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

ロ．取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取引リスク（与信）限度額の設定、投融資や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制および管理手法を整備する。

ロ．当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「組織的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。

ロ．『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限および責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたりとともに、『ITCN グループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役および監査役を

派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。

ロ．親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。

監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役は、監査役を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。

ロ．当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。

ロ．使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令または定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。

ロ．内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換および連携を図る。

ハ．監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,500,909	流 動 負 債	25,402,224
現金及び預金	2,593,577	買掛金	9,955,460
売掛金	20,503,163	未払手数料	8,716,389
たな卸資産	8,195,616	未払金	2,789,592
繰延税金資産	536,747	未払法人税等	1,306,334
未収入金	2,362,975	賞与引当金	812,121
預け金	93,935	役員賞与引当金	23,248
その他	215,334	固定資産除却等引当金	10,375
貸倒引当金	△441	その他	1,788,702
固 定 資 産	4,376,018	固 定 負 債	392,020
有 形 固 定 資 産	1,197,035	退職給付引当金	276,040
建物及び構築物	503,109	役員退職慰労引当金	22,449
工具器具及び備品	693,925	その他	93,529
無 形 固 定 資 産	669,420	負 債 合 計	25,794,244
投 資 其 他 の 資 産	2,509,563	純 資 産 の 部	
投資有価証券	502,270	株 主 資 本	12,820,565
繰延税金資産	82,729	資本金	2,700,242
その他	1,924,563	資本剰余金	3,102,721
資 産 合 計	38,876,928	利益剰余金	7,017,601
		評価・換算差額等	262,118
		その他有価証券評価差額金	262,118
		純 資 産 合 計	13,082,684
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,876,928

連結損益計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高	73,446,525	
商品売上高	96,240,982	169,687,508
手数料収入		
売上原価	99,375,669	
商品売上原価	53,349,870	152,725,539
販売手数料		
売上総利益		16,961,968
販売費及び一般管理費		12,706,159
営業利益		4,255,809
営業外収益		
受取利息	7,984	
受取配当金	26,661	
受取保険金収入	59,460	
販売コンテスト関連収入	19,497	
店舗移転等支援金収入	60,878	
その他の	19,237	193,720
営業外費用		
支払利息	2,204	
固定資産除売却損	2,093	
その他の	1,933	6,231
経常利益		4,443,297
特別利益		
投資有価証券売却益	27,174	
貸倒引当金戻入益	1,917	
固定資産売却益	4,204	33,295
特別損失		
固定資産除売却損	77,459	
店舗等移転・閉鎖損	39,057	
減損損失	26,476	
その他の	2,939	145,932
税金等調整前当期純利益		4,330,660
法人税、住民税及び事業税	1,914,033	
法人税等調整額	△75,725	1,838,308
当期純利益		2,492,351

連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前 期 末 残 高	2,700,242	3,102,721	5,838,684	11,641,648
当 期 変 動 額				
剰余金の配当(注)	—	—	△709,926	△709,926
剰 余 金 の 配 当	—	—	△587,907	△587,907
役 員 賞 与 (注)	—		△15,600	△15,600
当 期 純 利 益	—	—	2,492,351	2,492,351
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,178,917	1,178,917
当 期 末 残 高	2,700,242	3,102,721	7,017,601	12,820,565

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
前 期 末 残 高	399,635	12,041,283
当 期 変 動 額		
剰余金の配当(注)	—	△709,926
剰 余 金 の 配 当	—	△587,907
役 員 賞 与 (注)	—	△15,600
当 期 純 利 益	—	2,492,351
株主資本以外の 項目の変動額(純額)	△137,517	△137,517
当 期 変 動 額 合 計	△137,517	1,041,400
当 期 末 残 高	262,118	13,082,684

(注) 平成18年6月22日の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社イドムコミュニケーションズ

株式会社イドムコミュニケーションズにつきましては、新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度において当社の連結子会社に含めることにいたしました。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたアイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社につきましては、平成18年7月1日付で当社と合併しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品 当社 移動平均法による原価法

連結子会社 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物及び構築物 3～20年

工具器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数については次のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 3～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(追加情報)
従来、支給対象期間に対応して賞与支給額を算定しておりましたが、当連結会計年度より、賞与支給額の一部を連結業績に基づいて算定することに従業員賞与制度を変更しております。この当連結会計年度の連結業績に基づいて算定される賞与支給額は、翌連結会計年度において夏期賞与及び冬期賞与として支給されますが、その支給見込額を当連結会計年度において賞与引当金に計上しております。
この従業員賞与制度の変更により、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ294,095千円減少しております。
- ③ 役員賞与引当金
取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(会計方針の変更)
当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。
これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ23,248千円減少しております。
- ④ 固定資産除却等引当金
店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除却等に備えるため、固定資産除却損等の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。
- (4) 収益の計上基準
携帯電話端末(量販店及び直営ショップ)の売上計上基準
最終利用者への販売時に売上を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ④ 当連結会計年度より、会社法及び会社計算規則に基づき連結計算書類を作成しております。
3. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。
4. のれんの償却に関する事項
5年間の定額法により償却を行っております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
これまでの資本の部の合計に相当する金額は、同額であります。
2. 企業結合に係る会計基準
当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,144,150千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途	店舗及び支社設備
種類	建物、構築物、工具器具及び備品及びリース資産
場所	店舗及び支社（愛知県及び北海道）

② 法人事業

用途	a 携帯電話向け総合電子書籍サイト b 顧客ネットワーク型のマーケティング&プロモーションサービス c オンラインショッピングサイト
種類	工具器具及び備品及び無形固定資産
場所	当社本社（東京都渋谷区）

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、当連結会計年度においてサービス提供が終了し、又は終了が決定したこと及び将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物及び構築物	710千円
工具器具及び備品	3,257
リース資産	486
計	4,455

② 法人事業

工具器具及び備品	5,248千円
無形固定資産	16,722
計	22,020

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社グループは、コンシューマ事業においては、各ショップ、各支社、それら以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、マーケティング・ソリューションの提供は各プロジェクト、それ以外は部に係る資産群を一つの資産グループとしております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	110,926	—	—	110,926

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	709,926	6,400	平成18年 3月31日	平成18年 6月22日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	587,907	5,300	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	443,704	4,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月22日

(注) 平成19年6月21日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記の通り提案する予定であります。

退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△342,902千円
未認識過去勤務債務	60,372
未認識数理計算上の差異	6,488
退職給付引当金	△276,040

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用(注)	91,910千円
利息費用	3,950
過去勤務債務の費用処理額	15,749
数理計算上の差異の費用処理額	△880
退職給付費用	110,729

(注) 連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めております。なお、平成19年3月末日をもって連結子会社の退職給付制度を合併に伴い清算しました。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
過去勤務債務の処理年数(発生した連結会計年度より費用処理)	5年
数理計算上の差異の処理年数(発生した連結会計年度より費用処理)	5年

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	334,092千円
未払事業税	94,688
未払費用	79,185
その他	28,779
繰延税金資産計	<u>536,747</u>

(固定資産)

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	12,430千円
退職給付引当金	110,438
役員退職慰労引当金	11,016
減価償却超過額	189,163
その他	19,220
繰延税金資産計	<u>342,270</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	△79,712千円
その他有価証券評価差額金	△179,827
繰延税金負債計	<u>△259,540</u>
繰延税金資産計	<u>82,729</u>

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	117,940円65銭
1株当たり当期純利益	22,468円60銭

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,989,680	流動負債	26,648,796
現金及び預金	2,419,642	買掛金	9,955,926
売掛金	22,101,061	未払手数料	10,506,556
商品	6,833,408	未払金	2,953,239
貯蔵品	4,074	未払費用	998,419
前払費用	132,384	未払法人税等	1,269,486
繰延税金資産	364,303	前受金	43,150
未収入金	2,896,281	預り金	268,920
関係会社短期貸付金	1,200,000	前受収益	139,740
預け金	33,999	賞与引当金	481,234
その他	4,965	役員賞与引当金	23,248
貸倒引当金	△441	固定資産除却等引当金	4,200
固定資産	4,013,028	その他の他	4,672
有形固定資産	735,922	固定負債	407,988
建物	305,035	退職給付引当金	276,040
構築物	9,040	役員退職慰労引当金	22,449
工具器具及び備品	421,847	その他の他	109,497
無形固定資産	473,151	負債合計	27,056,784
のれん	134,245	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	330,603	株主資本	12,683,805
その他	8,303	資本金	2,700,242
投資その他の資産	2,803,953	資本剰余金	3,102,721
投資有価証券	502,270	資本準備金	3,102,721
関係会社株式	1,250,000	利益剰余金	6,880,841
長期前払費用	8,971	利益準備金	5,000
繰延税金資産	82,203	その他利益剰余金	6,875,841
敷金・保証金	876,922	特別償却準備金	116,189
その他	83,586	別途積立金	2,469,926
		繰越利益剰余金	4,289,726
		評価・換算差額等	262,118
		その他有価証券評価差額金	262,118
資産合計	40,002,708	純資産合計	12,945,924
		負債・純資産合計	40,002,708

損 益 計 算 書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
商 品 売 上 高	79,243,113	
手 数 料 収 入	96,023,206	175,266,319
売 上 原 価		
商 品 期 首 た な 卸 高	7,425,042	
当 期 商 品 仕 入 高	98,675,723	
期 末 商 品 た な 卸 高	106,100,765	
差 引	6,863,376	
商 品 廃 棄 評 価 損	99,237,389	
商 品 売 上 原 価 合 計	29,968	
販 売 手 数 料	99,267,357	
上 総 利 益	62,044,730	161,312,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,954,231
営 業 利 益		9,914,143
営 業 外 収 益		4,040,088
受 取 利 息	14,303	
受 取 配 当 金	5,061	
受 取 保 険 金 収 入	34,119	
販 売 コ ン テ ン ト 関 連 収 入	10,453	
店 舗 移 転 等 支 援 金 収 入	37,193	
そ の 他 収 入	21,227	122,357
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,772	
固 定 資 産 除 却 損	2,093	
そ の 他 損 失	602	4,469
経 常 利 益		4,157,977
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	977	
固 定 資 産 売 却 益	3,595	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	14,991	19,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22,235	
店 舗 等 移 転 ・ 閉 鎖 損	31,564	
減 損 損 失	24,987	
そ の 他 損 失	1,249	80,036
税 引 前 当 期 純 利 益		4,097,504
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,898,260	
法 人 税 等 調 整 額	△172,381	1,725,879
当 期 純 利 益		2,371,625

株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			特別償却準備金	別 途 積立金	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	2,700,242	3,102,721	5,000	208,813	1,760,000	3,848,836
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩(注)	—	—	—	△46,312	—	46,312
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△46,312	—	46,312
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	709,926	△709,926
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△709,926
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△587,907
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△15,600
当期純利益	—	—	—	—	—	2,371,625
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△92,624	709,926	440,889
当 期 末 残 高	2,700,242	3,102,721	5,000	116,189	2,469,926	4,289,726

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計			
前 期 末 残 高	5,822,650	11,625,614	399,635	12,025,250
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩(注)	—	—	—	—
特別準備金の取崩	—	—	—	—
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	△709,926	△709,926	—	△709,926
剰余金の配当	△587,907	△587,907	—	△587,907
役員賞与(注)	△15,600	△15,600	—	△15,600
当期純利益	2,371,625	2,371,625	—	2,371,625
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△137,517	△137,517
当期変動額合計	1,058,191	1,058,191	△137,517	920,673
当 期 末 残 高	6,880,841	12,683,805	262,118	12,945,924

(注) 平成18年6月22日の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建 物 3～20年

工具器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な償却年数については次のとおりであります。

の れ ん 5年

ソ フ ト ウ ェ ア 3～5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

従来、支給対象期間に対応して賞与支給額を算定しておりましたが、当事業年度より、賞与支給額の一部を連結業績に基づいて算定することに従業員賞与制度を変更しております。

この当事業年度の連結業績に基づいて算定される賞与支給額は、翌事業年度において夏期賞与及び冬期賞与として支給されますが、その支給見込額を当事業年度において賞与引当金に計上しております。

この従業員賞与制度の変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ168,889千円減少しております。

- (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(会計方針の変更)
当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。
これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ23,248千円減少しております。
- (4) 固定資産除却等引当金 店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除却等に備えるため、固定資産除却損等の見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

携帯電話端末(量販店及び直営ショップ)の売上計上基準
最終利用者への販売時に売上を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 当事業年度より、会社法及び会社計算規則に基づき計算書類を作成しております。

重要な会計方針の変更

- 1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
これまでの資本の部の合計に相当する金額は、同額であります。
- 2. 企業結合に係る会計基準
当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	666,610千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	2,296,556千円
長期金銭債権	5,164
短期金銭債務	2,159,505
長期金銭債務	54,510

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	8,909,166千円
仕入高	9,281,647
営業取引以外の取引による取引高	124,601

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途	店舗及び支社設備
種類	建物、構築物、工具器具及び備品
場所	店舗及び支社（愛知県及び北海道）

② 法人事業

用途	a 携帯電話向け総合電子書籍サイト b 顧客ネットワーク型のマーケティング&プロモーションサービス c オンラインショッピングサイト
種類	工具器具及び備品、ソフトウェア及びその他の無形固定資産
場所	本社（東京都渋谷区）

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、当事業年度においてサービス提供が終了し、又は終了が決定したこと及び将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物及び構築物	710千円
工具器具及び備品	2,255
計	2,966

② 法人事業

工具器具及び備品	5,248千円
ソフトウェア	16,619
その他の無形固定資産	153
計	22,020

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各支社、それら以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、マーケティング・ソリューションの提供は各プロジェクト、それ以外は部に係る資産群を一つの資産グループとしております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△342,902千円
未認識過去勤務債務	60,372
未認識数理計算上の差異	6,488
退職給付引当金	△276,040

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	70,845千円
利息費用	3,950
過去勤務債務の費用処理額	15,749
数理計算上の差異の費用処理額	△880
退職給付費用	89,664

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
過去勤務債務の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年
数理計算上の差異の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	195,814千円
未払事業税	93,719
未払費用	61,749
その他	13,020
繰延税金資産計	364,303

(固定資産)

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	12,430千円
退職給付引当金	110,438
役員退職慰労引当金	11,016
減価償却超過額	188,636
その他	19,220
繰延税金資産計	341,743
繰延税金負債	
特別償却準備金	△79,712千円
その他有価証券評価差額金	△179,827
繰延税金負債計	△259,540
差引：繰延税金資産の純額	82,203

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	イドムココ コミュニケー ションズ 株式会社	東京都 渋谷区	100	携帯電話 ショップの 運営受託	直接 100%	あり	当社の 代理店	商品売上高	8,900,550	売掛金	1,708,934
								手数料収入	1,749	未収入金	585,457
								販売手数料 の支払	9,280,531	未払手数料	1,809,824
								資金の貸付	3,800,000	関係会社 短期貸付金	1,200,000

2. 兄弟会社

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	伊藤忠 メイビス 株式会社	東京都 港区	100	情報通信 代理店・ 輸出入・ 小売	なし	なし	当社の 代理店	販売手数料 の支払	2,183,154	未払手数料	491,906

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

販売についての取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しておりますが、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様であります。

資金の貸付については、市場金利を勘案のうえ決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	116,707円75銭
1株当たり当期純利益	21,380円25銭

重要な後発事象

連結子会社の合併

当社は、平成19年4月1日付で完全子会社株式会社イドムコミュニケーションズを吸収合併しております。

1. 合併の目的

携帯電話市場における今後のさらなる競争激化や急速な環境変化に対し、営業ノウハウを共有し、人財その他の経営資源をより柔軟かつ有効に活用できる体制を整えることにより、積極的かつ効果的な営業施策の展開が可能になるとともに、設備の活用や組織統合による経営の効率化も期待できることから、同社を吸収合併したものであります。

2. 合併する会社の名称と主な事業の内容

携帯電話ショップの運営受託

3. 合併の方法

当社を存続会社、株式会社イドムコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併方式であります。なお、当社及び株式会社イドムコミュニケーションズにおいては、会社法第796条第3項（簡易合併）及び同法第784条第1項（略式合併）の規定により株主総会決議を省略しております。

4. 増加資本等

合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

5. 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として会計処理を行っております。

6. 財産の引継

株式会社イドムコミュニケーションズの資産・負債及び権利義務の一切を合併期日において引き継ぎます。

なお、同社の平成19年3月31日現在の財政状態は、次のとおりです。

資産合計	5,599,177千円
負債合計	4,385,607
純資産合計	1,213,570

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月21日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村上 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月21日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村上 淳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年4月1日に子会社である株式会社イドムコミュニケーションズを吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの、第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成19年5月21日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 島 範 一 ㊞
社外監査役 佐 藤 茂 隆 ㊞
社外監査役 遠 藤 隆 ㊞
社外監査役 大 滝 史 博 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、当期純利益の30%超を配当により還元することを株主還元の基本方針とし、業績および経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。第10期の中間配当としては記念配当を含めて1株につき金5,300円の配当を実施いたしました。第10期の期末配当としては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4,000円とします。

なお、この場合の配当総額は、金443,704,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月22日とします。

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期末日時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、連結当期純利益等の業績指標から報酬月額乗数を決定する基準により算定した総額金23,248,000円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

第3号議案 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

当社の今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>情報通信機器及びその周辺機器の企画、開発及び販売</u> 2. <u>情報通信機器及びその周辺機器に関するソフトウェアの企画、開発及び販売</u> 3. <u>長距離、国際並びに移動体通信回線の加入の斡旋及び仲介</u> 4. <u>電気通信事業法に定める第二種電気通信事業</u> 5. <u>通信システムを利用した文字・音声・画像情報等のコンテンツの企画、編集、制作並びに提供サービス業</u> 6. <u>広告宣伝、販売促進及び出版に関する企画、制作、実施並びに広告代理店業</u> 7. <u>携帯端末等を用いたマーケティング業及び通信販売業</u> 8. <u>情報処理サービス業</u> 9. <u>前各号に関するコンサルティング業</u> 10. 古物の売買 11. 前各号に附帯関連する一切の業務 	<p>第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>卸売・小売業</u> 2. <u>情報通信事業</u> 3. <u>サービス業</u> 4. <u>医療・福祉事業</u> 5. <u>飲食業</u> 6. <u>古物の売買</u> 7. <u>託児所、保育所の経営</u> 8. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>

第4号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員(5名)が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当(他の法人等の代表状況等)	所有する 当社の 株式の数
1	寺 本 一 三 (昭和23年11月14日生)	<p>昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長 平成9年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成11年4月 伊藤忠商事株式会社 メディア事業部門長代行 平成15年7月 当社に転籍</p>	株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
2	金子 信幸 (昭和25年7月19日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社メディア事業部門長代行兼 ネットワーク・コンテンツ部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社 宇宙・情 報マルチメディア事業部門長 平成16年6月 同社執行役員 平成18年6月 当社に転籍 平成18年6月 当社専務取締役営業第一部門・ 営業第二部門管掌（現任）	株
3	渡辺 厚志 (昭和24年6月3日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社宇宙・情報・マルチメディ ア事業・審査部長代行 平成14年4月 当社常務取締役（現任） 平成15年1月 当社チーフ・コンプライアン ス・オフィサー（現任） 平成15年7月 当社に転籍 平成19年4月 当社機能部門管掌（現任）	株
4	前泉 康一 (昭和26年1月20日生)	昭和48年4月 安宅産業（現伊藤忠商事株式会 社）入社 平成9年8月 当社取締役 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社 通信ネッ トワークビジネス部長代行 平成15年7月 当社に転籍 平成16年4月 当社取締役営業第二部門長 平成17年6月 当社常務取締役（現任） 平成18年6月 当社営業第三部門管掌（現任）	株
5	高田 和昭 (昭和27年5月1日生)	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社モバイルビジネス部長 平成18年4月 同社メディア事業部門長（現 任） 平成18年6月 当社社外取締役（現任） 平成19年4月 伊藤忠商事株式会社 執行役員 （現任）	株

候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

候補者高田和昭は、社外取締役候補者であります。

1. 高田和昭氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、複数の会社の社外取締役を経験していること、当社の事業分野に対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。

2. 同氏が現に社外取締役であるときの就任してからの年数は、1年であります。

3. 同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者であります。
4. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
- 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役菊島範一および佐藤茂隆の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する当社の株式の数
1	菊島 範一 (昭和24年1月31日生)	昭和47年4月 安宅産業（現伊藤忠商事株式会社）入社 平成10年6月 伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディア管理部管理チーム長 平成12年9月 当社に出向 取締役管理部長 平成14年4月 当社執行役員機能部門分掌役員補佐兼財務経理部長 平成15年10月 当社に転籍 平成16年4月 当社執行役員内部監査部長 平成16年6月 当社監査役（現任）	株
2	長島 秀昭 (昭和39年6月18日生)	昭和63年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社金属・エネルギーカンパニー 金属・エネルギー管理部事業チーム長 平成17年4月 同社金属・エネルギーカンパニー 金属エネルギー事業・リスクマネジメント部 事業・リスクマネジメント課長 平成18年10月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業総括部 事業総括チーム長（現 宇宙・情報・マルチメディア事業統括部 事業統括チーム長）（現任）	株

候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者長島秀昭は社外監査役候補者であります。

1. 長島秀昭氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、経営管理やリスクマネジメントに対する深い知識を有していること及び複数の会社において社外監査役を経験していることから、当該知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。
2. 同氏が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるにもかかわらず、社外監査役職務を適切に遂行することができる者と判断した理由は以下のとおりであります。
同氏は、伊藤忠商事株式会社において経営管理やリスクマネジメント業務に長年携わっております。当該職務の経験、知識を踏まえ、社外監査役として適切な業務監査等を遂行していただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。
3. 同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者であります。
4. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外監査役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、菊島範一氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況等)	所有する 当社の 株式の数
高橋 俊一 (昭和19年8月16日生)	昭和44年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年12月 同社通信ネットワーク事業部 平成10年12月 当社に出向 通信事業第二部長兼事業開発課長 平成15年4月 当社名古屋支店長兼アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社代表取締役社長 平成15年10月 当社に転籍 平成16年9月 当社定年退職 平成16年10月 当社パートナー社員 (現任)	株

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者が過去5年間 (現在を含む。) に親会社 (その子会社を含む。) の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

以上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月20日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

<住所変更等用紙の請求> ☎0120-175-417（24時間受付）

<その他のご照会> ☎0120-176-417（平日9:00～17:00受付）

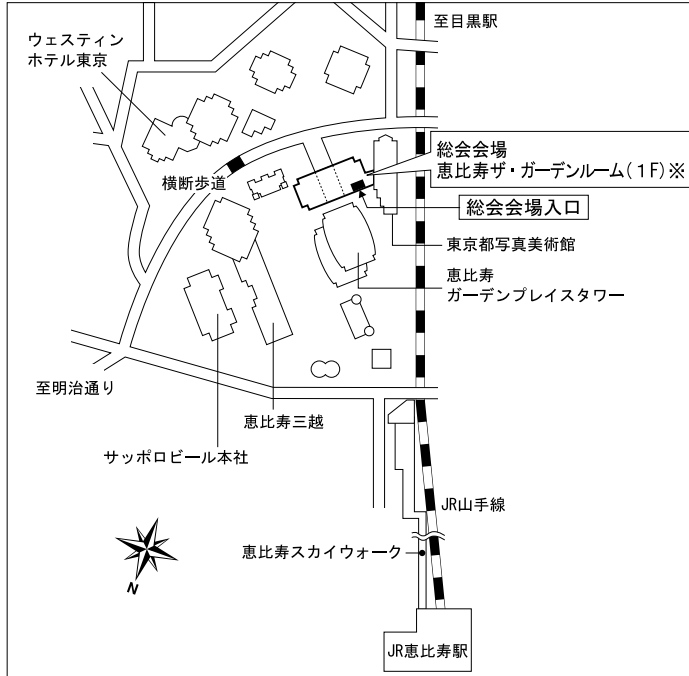
メ モ 欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 恵比寿ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）
東京都目黒区三田一丁目13番2号

会場の交通機関 JR山手線・埼京線「恵比寿駅」東口より
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分
東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車。JR方面出口
より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約12分



同施設内にあるザ・ガーデンホールではございませんのでご注意ください。